

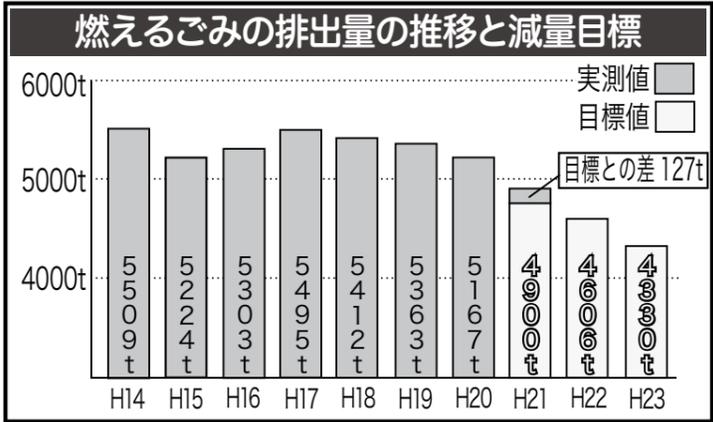
平成21年度対前年比は減少するも目標値との差127トン

創意と工夫で「二層の「ごみ減量」」を

平成23年度までに

排出量20%減量を目標に

市では、平成19年7月に設置した「飯山市廃棄物減量等推進審議会」から、平成20年10月に「平成23年度にはごみの排出量を平成18年度対比で20%削減する」を目標とする答申を受けました。この答申に基づいて平成23年度



までのごみ減量計画を策定し、現在目標達成に向け取り組んでいます。

ごみ排出量の現状

昨年度の飯山市の燃えるごみの排出量は5027t。平成18年度と比較すると7.1%の減少となりました。(平成20年度は4.5%の減)

近年では平成17年度のピーク時以降、微弱ながら減少傾向にあります。

ごみ減量計画の

目標達成に向けて...

ごみが増える周期とその要因は季節との関連性が非常に高いものとなっています。

8月は水分量が多い果物や食べ物が傷みやすく、生ごみが増えることから、年間で最も燃えるごみが多くなる月です。

1月はスキーなどの観光客の増加もあり、細かな分別も進まないことから、ごみは増える傾向にあります。

このごみが増える月と、ごみの種類を把握しておかないと、ごみの計画的な減量はなかなか進みません。また、ご

生ごみ処理器購入補助金の活用を!

平成22～23年度の2カ年に限り、ごみ減量20%を推進するため、生ごみ処理器購入費の補助金を増額します。

補助金の概要 1万円以上の容器または機器等の購入費の1/3補助 (限度額1万5千円)

【お問い合わせ】 市民環境課生活環境係
電話 62-3111 (内線191-192)

みの減量には資源物の分別方法の導入が最も効果的ですが、飯山市では既にほとんどの分別方法を導入しているため、新たな分別方法によるごみ減量は期待できません。これらのことから、分別方法の精度を向上することと、ごみが増える時期を中心に意識的に分別や生ごみの水切りに取り組むことの合わせ技が、これからのごみ減量のキーポイントとなってきます。二層のごみ減量にご協力を願います。

露天ごみ集積所の集約化とゲージ化の推進を!

新幹線飯山駅開業を控え、町並景観及びごみ収集効率の向上を図るため、平成22～23年度の2カ年について、補助金を増額して露天ごみ集積所の集約化・ゲージ化を推進します。

補助金の概要

①現状の露天ごみ集積所をゲージ化する場合
整備費用の2分の1補助
限度額5万円

②2箇所以上の集積所を1か所に統合する場合(20世帯以上で使用)
整備費用の3分の2補助
限度額12万円
◇お問い合わせは、市民環境課生活環境係まで



不法投棄・違法焼却をなくすために

雪解けとともに、山菜採りなどで山に入つてのポイ捨てや、山道脇・谷への不法投棄が多くなります。各集約の山には不法投棄をさせないという監視の目と、ごみの放置場所をなくす取り組みをお願いします。たとえ自分の土地であつても、ごみを長期間放置することにより周辺環境への影響が生じた場合などは、不法投棄とみなされる場合があります。不法投棄には、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはこの両方が科されます。また、焼畑やたき火などの

軽微なものや、道祖神祭りのような風俗習慣上の行事等は除かれますが、ごみの野焼きは違法焼却として、違反者には不法投棄と同様の処罰が科されます。自分が出すごみについては、適正な処理を心がけていただくようお願いいたします。



国民健康保険に加入される皆様へ

対象となる方の給与所得を軽減できるようになりました

平成22年度から、失業により社会保険から国民健康保険に切り替わった場合、その時期理由等によっては、申告により国民健康保険に係る負担の一部を計算する際に、対象となる方の給与所得を軽減できるようになりました。詳しくは、税務課市民税係(雇用保険受給資格者証についてはハローワーク)までお問い合わせください。

□**対象となる方** 平成21年3月31日以降に倒産・解雇(自己責任によるものを除く)、雇止めなどにより失業し、社会保険から国民健康保険に切り替わった方で、失業した日の時点で65歳未満の方。

□**軽減の内容** 国民健康保険税の軽減判定及び所得割の計算について、対象となる方の給与所得を30%で計算します。高額療養費の限度額区分の判定についても、対象となる方の給与所得を30%で計算します。(世帯の状況によっては、負担の軽減にならない場合があります)

□**軽減の受けられる期間** 就職等により、再度社会保険に加入するまで。ただし、最長で失業した日の翌日を含む2年度間です。(平成21年3月31日から平成22年3月31日まで)に失業された場合は、平成22年度のみとなります)

雇用保険受給資格者証 (第1面)	
1. 支給番号	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 性別
5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号	8. 住所又は居所
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座番号))	
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日
12. 離職理由	13. 60歳到達時賃金日額
14. 離職時賃金日額	15. 求職申込年月日
16. 認定日	17. 受給期間満了年月日
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

雇用保険受給者証に記載してある内容で判定しますので、下記項目にすべて当てはまる必要があります。

- ①「特」「高」等の文字がない(空欄)こと。
- ②離職時の年齢が65歳未満であること。
- ③離職年月日が「平成21年3月31日」以降であること。
- ④離職理由の欄が次のいずれかの数字であること。「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」

第1回 エコパーク寒川フェア



エコパーク寒川では施設を一般公開し、ごみに対する認識を深めていただくために、ごみの減量・リサイクル等をテーマにしたフェアを開催します。

当日は、廃食油を利用したキャンドルの作り方や石けん作りの講習等が体験できます。(各地区で、廃食油キャンドルによりキャンドルイベントに活用ください)

また、ペットボトルを原料にした、エコ商品等環境にやさしい商品の展示等も行います。

併せて、藤沢区のご協力により、タケノコ、その他山菜の販売、タケノコ汁のサービス等もあります。大勢の皆様のご来場をお待ちしています。

◇日時 6月20日(日)
午前10時～午後2時

◇場所 エコパーク寒川

【問い合わせ先】
エコパーク寒川 ☎69-1085